

ごみコミ えべつ

買い物には
マイバックを持って
レジ袋を減らしましょう

第23号平成17年9月1日

発行/江別市 〒067-0051 江別市工業町14番地の3

企画・編集、お問い合わせ/環境事務所 TEL 383-4196

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>

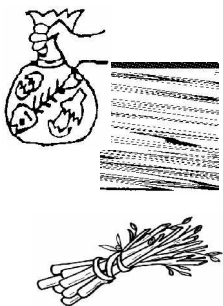
江別市の1年間のごみの量 46,165 t (平成16年度)

家庭から出されたごみ (34,724 t 平成15年度 33,301 t)

燃やせるごみ

(24,087 t)

平成15年度 24,994t



燃やせないごみ

(9,753t)

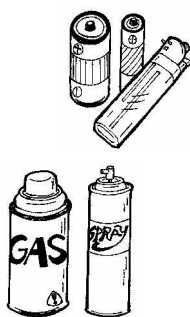
7,489 t



危険ごみ

(20 t)

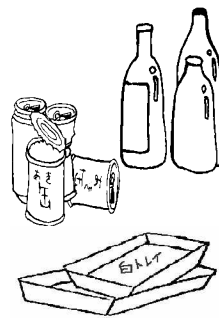
平成16年10月1日から集計



資源物

(864 t)

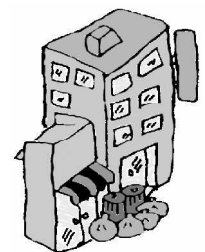
818 t



事業所やお店から
出されたごみ

(11,441 t)

平成15年度 12,080 t

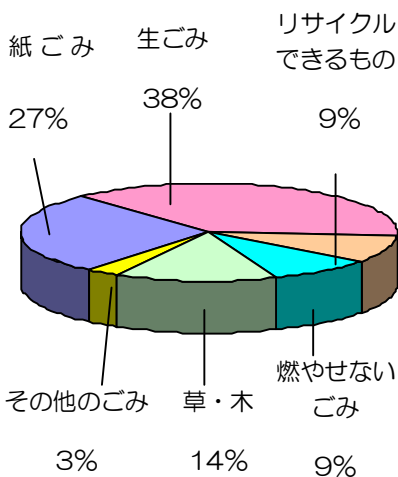


※ 江別市の家庭から出るごみの1日の平均の量は、95.1 t (平成15年度 91.2 t)

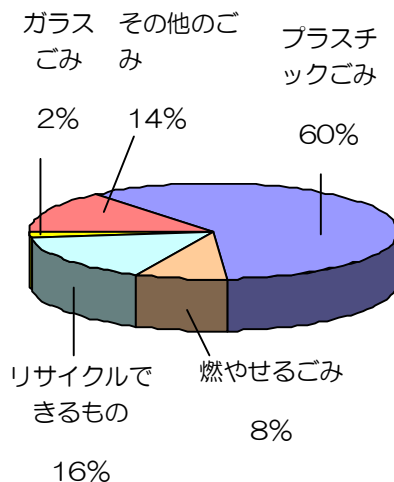
※ 一人が1日出すごみの量は、平均で772 g (平成15年度 741 g)

家庭から出たごみ・資源物の種類とその割合

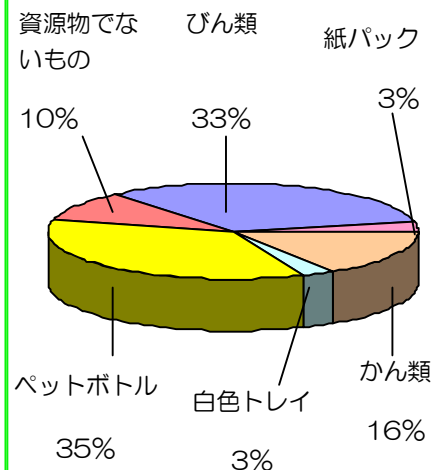
燃やせるごみ



燃やせないごみ



資源物



電気式生ごみ処理機・ダンボール式堆肥化アンケートから

燃やせるごみの中に生ごみは、約38%含まれており毎日、江別市民一人が約203gの生ごみを出しています。昨年、電気式生ごみ処理機及びダンボール式堆肥化のモニターアンケートを実施しました。

電気式生ごみ処理機及びダンボール式堆肥化モニターの方から堆肥としての活用や日常の管理など貴重なご意見が寄せられましたのでお知らせします。

①電気式生ごみ処理機（66人中56人から回答）

- 使い始めてごみの量が大幅に減り、ごみの日を待たなくてすむようになりました。
- 臭い対策は設置場所を考慮することによって解消しています。（臭いは半数の方が気になると答えています。）
- 電気代を節約するには、処理する前に十分水分をきり野菜くずなど細かくして入れるのがコツです。
- 処理後は家庭菜園に堆肥として使用。（90%の方が堆肥に利用、数名の方がまだ燃やせるごみに出しています。）
- 生ごみが消えるため虫がわかず衛生的です。
- 処理機の購入費が安ければ使用する人も増えると思います。
- 燃やせるごみの分別を意識するようになりました。

②ダンボール式堆肥化モニター（320人中303人回答）

54%の方が継続して使用、やめた理由の55%の方が虫の発生、攪拌の手間をあげており、臭いが気になると答えた方は、17%となっています。

（減量効果）

- 3ヶ月間で約43kgの生ごみを投入した。
- ごみが減量されごみ袋の使用が減った。
- 1日で生ごみが消えてしまう「魔法の箱」であることが分かった。
- 食材は、必要とするものを購入するようになりました。
- 子供の生ごみリサイクルの家庭教育の一環として、続けていきたい。

（虫の発生を防止）

- 米ぬかや使用済みてんぷら油を入れて攪拌すると温度が上がり小バエなど駆除でき、木酢液も効果がありました。

（かび・ほこりの対応）

- カビが出た場合は、水分を補給しながら静かに攪拌するとほこりやカビを吸わなくてすみます。（微生物が活動するには約50%近くの水分が必要です。）

（臭い・水分対策）

- 温度が上がると臭いや水分が出たため、新聞紙を箱の中に入れてたところ臭いと水分をとってくれました。
- 太陽に当てると温度が上がり、生ごみの分解が早かった。
- ハーブ（ミント・ラベンダーなど）やコーヒー、柑橘類の皮、木酢液を入れると臭いを抑えることができました。

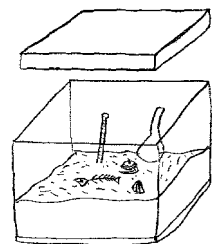
（容器の形状などその他）

- ダンボールの強さには驚いた。
- 箱が大きいので設置場所を考えると続けるかどうか迷っている。
- 6人家族のため、半分程度しか投入できなかった。（複数の箱を利用しようと考えています。）

リサイクル・生ごみ堆肥化の出前講座

リサイクル、生ごみ堆肥化など市民の皆さんに関心をもっているためだけに学校や自治会、女性部などに講師を派遣しています。

日程、場所、テーマなど設定していただき、おおむね10人程度以上のグループでお申し込みください。（詳細は、環境室減量推進課まで）



ごみ処理券の使い方

(お問い合わせの多い事柄)



- ごみ処理券は、「指定ごみ袋」に入らない品物に貼ります。
- ごみ処理券は、80円、160円、240円の3種類があります。
- 240円のごみ処理券がお手元にない場合、80円の処理券を3枚貼っても構いません。
- 料金は、品物の大きさなどで決められていますが、特に**じゅうたん**、**ござ**などの敷物類、**布団**などは、**畳んだ大きさではなく、品物のもとの大きさで料金が決められています。**
- 例えば、1 m以上の大きさであれば240円の処理券が必要です。
- ごみを出す時は、「**分別の手引き**」をご確認願います。

危険ごみ

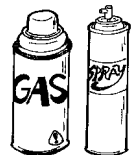
(無料)

- 危険ごみは、水銀などが含まれている品物、収集時に発火、火災の恐れがある品物です。
- 水銀を含まない**白熱電球**、**点灯管**は、「燃やせないごみ」の日に出してください。
- ニッカド電池など充電できる電池は、市で収集していません、販売店などに出してください。
- ガラスやガラス製品、カミソリなどは、「燃やせないごみ」の日に出してください。
- マッチ、花火などは、一度水につけてから「燃やせるごみ」の日に出してください。
- 袋は、透明・半透明の袋でスーパーなどのレジ袋で出せます。
- 月1回の収集です。
- 収集当日は、9時までにお出してください。

スプレー缶

ガスカセット缶

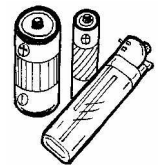
透明・半透明の袋と一緒にに入れて出します。



乾電池・ライター

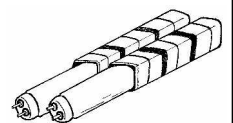
水銀体温計・水銀温度計

透明・半透明の袋と一緒にに入れて出します。



蛍光管

割れないように購入時のケースなどに入れて出します。



テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコンを処分するとき

使用できなくなった「テレビ」、「冷蔵庫」、「冷凍庫」、「洗濯機」、「エアコン」を処分する場合は、「**家電リサイクル法**」により、消費者が「**収集運搬料金**」を負担することになっています。処分する場合は、右の処理受付先に依頼することになります。

テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンの処理受付先

- 処分する製品を購入した販売店
- 買い替える販売店
- 江別リサイクル事業協同組合 (385-7124)
- 家電リサイクル・コールセンター (886-0148)

保存版 ごみ・資源物カレンダー、分別の手引きは、大切に保管願います。

エコフェア2005 開催

10月 8日 (土)

お待ちしております

毎年恒例のエコフェア。

工作、フリーマーケット、消費相談コーナー、ごみとリサイクルなどのパネル展、その他、暮らしに役立つ内容が盛りだくさんのイベントです。ぜひご来場ください。

場 所 江別市民体育館（野幌町9番地）

時 間 午前10時～午後4時

主 催 江別市生活環境部環境室
江別市女性団体協議会

同時開催 えべつ消費者まつり

一般住宅と共同住宅の

兼用ステーションは分離を

一般住宅と共同住宅にお住まいの方が兼用でごみステーションを利用しているところがあります。4戸以上の共同住宅には、専用ごみステーションの設置が義務付けられています。

現在、兼用でごみステーションを利用している地域にお住まいの方には「一般住宅専用」と「共同住宅専用」にそれぞれ、ごみステーションの分離をお願いしています。



産業廃棄物を収集・運搬する車輛 の表示義務

平成17年4月1日から産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正により、運搬車の車体の外側、両面に産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨を知らせる表示義務付けがはじまりました。（表示板の標準的な例は、下記のとおりです。）

この表示義務の趣旨は、不法投棄防止対策の一環として、創設されました。

【お問い合わせ先】石狩支庁地域政策部環境生活課

電話 231-4111（内線 34-375）

産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 車
業 者 名 (氏 名 又 は 名 称)
許 可 番 号 ○ ○ ○ ○ ○

お 知 ら せ

H17 えべつ・フリーマーケット

ものを大切にし無駄にしない消費生活の実現に向け実施しています。

日時 9月10日(土)、10月1日(土)

9時から14時まで

場所 市役所正面駐車場（高砂町6）

雨天の場合は、中止します。

主催 日本リサイクルネットワークえべつ
(電話 385-2917)

この他、9月18日(日)、10月16日(日)イトーヨーカドー・江別店でも実施されます、詳細は、主催者にご確認願います。

不法投棄は犯罪です

ごみをみだりに捨てることは、法律で禁止されています。江別市では、不法投棄されたごみを見つけた場合は、投棄した者を調査して警察などの関係機関に通報するなどしています。

不法投棄した場合は、

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。

不要になったものは、適切に処理し、不法投棄は絶対にやめましょう。

